

呉市長退職金市民評価制度に係る意見書について(報告)

有識者で構成する呉市長退職金市民評価制度検討懇話会（以下「懇話会」といいます。）から、呉市長退職金市民評価制度（以下「本制度」といいます。）についての意見書が市長に提出されましたので、その内容について報告します。

第1 懇話会の開催趣旨、委員及び開催状況

1 懇話会の開催趣旨

本制度の制度設計に関する市長の判断の基礎となる意見を提出することを目的とするものです。

2 委員名簿（順不同・敬称略）

氏 名	役 職 等	備 考
辻 琢 也	一橋大学大学院法学研究科教授	座長
折 橋 洋 介	広島大学法学部教授	副座長
大 上 功	大上功公認会計士税理士事務所代表	
日 野 真裕美	山下・長井法律事務所弁護士	

3 会議の開催状況

会 議 名	開 催 日	協 議 内 容
第1回会議	令和2年 7月20日	意見交換（論点の絞り込み）
第2回会議	8月20日	意見交換（各論点に対する方向性）
第3回会議	9月18日	意見交換（制度設計に向けた課題整理）
第4回会議	10月 9日	意見取りまとめ（意見書骨子の確認）

第2 意見書の内容

1 検討の前提

(1) 制度の対象

本制度は、新原市長の退職手当に限定した制度とする。

(2) 退職手当の上限額

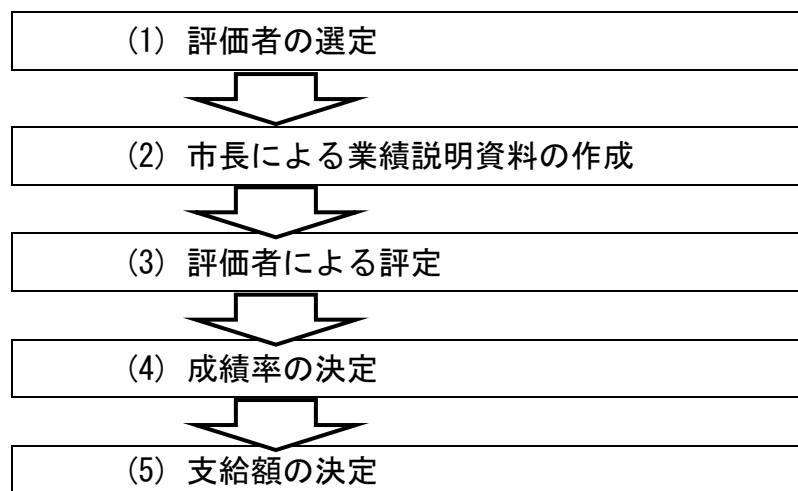
本制度による退職手当の額は、呉市特別職員退職手当支給条例（昭和33年呉市条例第33号）の規定に基づき算出した額を上限とする。

2 市長の退職手当の性格及びそれを踏まえた制度設計の基本的な方針

市長の退職手当の性格については、一般職の職員と同様に、勤続報償を基本とする考え方で支給されるものである。

このため、新原市長の退職手当に限定した制度とする前提とはいえ、得べかりし退職手当が減額される可能性のある制度については、勤続報償を基本とする退職手当の性格を損なわないよう設計する必要がある。

3 退職手当の支給額の決定プロセスの概要



(1) 評価者の選定

呉市長の選挙権を有する者からの無作為抽出により選ばれた候補者に対し、評価者としての参加意向の確認を行い、参加の同意が得られた者を評価者とする。

(2) 市長による業績説明資料の作成

評価者が市長の業績について適切に理解することが重要である。

このため、任期中の業績説明資料を市長が作成しなければならない。

① 事業又は項目

- ・ 市長が市長選挙時に市民に提示した項目
- ・ 市長就任後に発生した政策課題等（例：平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興，新型コロナウイルス感染症対策）

② 目的

③ 進捗状況・成果

④ 自己評定

各事業又は項目に対しABCの3段階で市長が自己評定を記載するとともに、末尾に自己評定に基づく総合評定を記載する。

⑤ 外部委員による内容確認

業績説明資料の客観性を確保するため、外部委員による内容確認を行う。

(3) 評価者による評定

ア 評価者による評定の実施手法

評価者を一堂に集め、市長が業績説明資料に基づきプレゼンテーションを実施し、評価者はその場で評定を行うことが最も簡潔で直截な手法である。

イ 評価者による評定の対象及び段階区分

市長の業績を全体的に評価する総合評定一本での評価とし、評定の段階区分は、自己評定と同様のABCの3段階とする。

すなわち、優れた業績を挙げた場合はA評定、概ね標準的な業績を挙げた場合はB評定、十分な業績を挙げているとは言えない場合はC評定とする。

(4) 成績率の決定

各評価者による評定を点数化して集計し、その平均点に応じて定める。

その平均点がB評定の換算点に相当する点以上の場合（＝市民から平均しておおむね標準的な業績を挙げたとの評価を受けた場合）に成績率が最高値となるように設定し、当該点を下回る場合に成績率が逡減する仕組みとする。

また、各評価者の評価がABCの3段階評価であることを考慮して、一定幅の平均点に対し同一の成績率を設定する。以上の点を踏まえて、A評価を30点、B評価を20点、C評価を10点に換算した場合の評価の集計結果（平均点）と成績率の関係は次のようになる。

評価の集計結果（平均点）	成績率
20点以上	100%
19点以上20点未満	75%
18点以上19点未満	50%
17点以上18点未満	25%
17点未満	0%

(5) 支給額の決定

市民の評価を市長の退職手当の額に反映させるという本制度の趣旨が、2で述べた勤続報償を基本とするという退職手当の性格を損なわせないように設計しなければならない。

民間企業の役員報酬における基本給与と業績連動給与の割合なども調査したところ、基本部分が7割程度で、業績連動部分が2割から3割程度という調査結果が比較的多く見られた。

また、通常の業績連動給与であれば与えられる高評価の場合の加算がないという特有の事情がある。高評価の場合に加算がある通常の業績連動給与に比べて、本制度における評価に伴う変動幅は必然的に狭くならざるを得ない。

加えて、本制度の実施に要する経費が支給額から控除されるという点も考慮する必要がある。

これらの点を踏まえ総合的に判断すると、呉市特別職員退職手当支給条例の規定による額の3割に成績率を反映させた後に、7割の勤続報償相当部分と合算し、最後に本制度の実施に要する経費を控除した額を支給額とすることが適当である。

4 評価のスケジュール

本制度は、次期市長選挙に影響を及ぼすことがないように設計されなければならない。この点を考慮すると、特例条例は早い時期（できれば令和2年12月議会）に議案の提出を行い、一定の周知・準備期間を確保した上で、評価作業は翌年の次期市長選挙終了後から任期満了までの間に行うことが望ましい。

時 期	項 目	内 容 等
令和2年12月	議案の提出	・呉市議会に呉市特別職員退職手当支給条例の特例条例を提案
令和3年10月上旬	評価者の選定	・無作為抽出した市民に対し、市民評価への参加依頼を送付し、参加の意向確認
10月下旬まで	業績説明資料の作成	・業績説明資料への掲載事業の選択について、客観性を持たせるため、外部委員による内容確認を実施
11月上旬	市長選挙告示	
11月中旬	市長選挙投開票	
市長選挙終了後速やかに	市民評価の実施	・市長が評価者に対し、業績説明資料をプレゼンテーション ・評価者はその場で評定を行い、評定票を提出
11月18日	市長任期満了	
11月下旬	評定結果の集計、退職手当支給額の決定	・評価者の評定結果を集計し、成績率を決定し、退職手当支給額（案）を作成 ・評価の公正性確保のため、外部委員による審査を実施
12月上旬	市長退職手当の支給	・任期満了から1月以内

5 その他

本制度を実現するに際しての最大の課題は、新型コロナウイルス感染防止対策である。評価者を一堂に集めて評価を実施する手法は、市民評価を適切に実施するという観点からは、一般的には望ましい。しかし、如何に3密対策を徹底しても、参加市民は感染リスクや不安からは決して自由ではない。最終的な実施の可否については、改めての判断が必要である。

一般職の公務員に対して支給される給与で成績が反映されるものは期末・勤勉手当のうちの勤勉手当である。市長に関しても退職手当ではなく、毎年の市長の期末手当の中から一定の部分を想定して、市民評価を反映させる制度を設計する方が、より安定的かつ大きな範囲で市民評価を手当の額に反映させやすいように考えられる。